

大阪市告示第133号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年1月30日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高 橋 徹

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和8年2月2日（月）	午後4時40分から 午後8時まで
	令和8年2月9日（月）	
	令和8年2月16日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和8年2月2日（月）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和8年2月9日（月）	
	令和8年2月16日（月）	
	令和8年2月24日（火）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和8年2月7日（土）から 同月8日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和8年2月14日（土）から 同月15日（日）まで	
	令和8年2月21日（土）から 同月22日（日）まで	

大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和 8 年 2 月 1 日 (日)	午前 6 時 15 分から 翌日 午前 0 時 15 分 まで
	令和 8 年 2 月 3 日 (火)	午後 7 時 15 分から 午後 10 時 30 分まで
	令和 8 年 2 月 4 日 (水) から 同月 8 日 (日) まで	午前 6 時 30 分から 翌日 午前 0 時 15 分 まで
	令和 8 年 2 月 10 日 (火)	午前 6 時 15 分から 翌日 午前 0 時 15 分 まで
	令和 8 年 2 月 11 日 (水)	午前 6 時 30 分から 午後 10 時 30 分まで
	令和 8 年 2 月 12 日 (木)	午前 6 時 15 分から 翌日 午前 2 時まで
	令和 8 年 2 月 13 日 (金) から 同月 15 日 (日) まで	午前 6 時 15 分から 翌日 午前 0 時 15 分 まで
	令和 8 年 2 月 17 日 (火) から 同月 18 日 (水) まで	午前 6 時 15 分から 午後 10 時 30 分まで
	令和 8 年 2 月 19 日 (木)	午前 6 時 15 分から 翌日 午前 2 時まで
	令和 8 年 2 月 20 日 (金) から 同月 22 日 (日) まで	午前 6 時 15 分から 翌日 午前 0 時 15 分 まで

令和 8 年 2 月 23 日 (月)	午前 6 時 30 分 から 翌日 午前 2 時 まで
令和 8 年 2 月 25 日 (水)	午前 6 時 15 分 から 翌日 午前 0 時 15 分 まで
令和 8 年 2 月 26 日 (木) から 同月 28 日 (土) まで	午前 6 時 15 分 から 翌日 午前 2 時 まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)